

重要事項に係る調査依頼書						
<p>当社は、宅地建物取引業法第35条第1項第5号の2及び同法施行規則第16条の2の定め等により、下記の調査対象となるマンションの取引に係る重要事項について必要費用を添えて、貴社に調査を依頼します。</p>						
調査依頼年月日	年 月 日					
宅地建物取引業者	会社名					
	所在地・送付先	(〒 - )				
	免許番号	国土交通大臣( ) 第 号				
		知事( ) 第 号				
依頼者	所属部署					
	氏名(担当)					
	T E L	- - -				
	F A X	- - -				
調査依頼マンション	名称					
	所在地					
	売却依頼主	住戸番号				
氏名						
依頼書類	<input type="checkbox"/> 調査報告書 <input type="checkbox"/> 管理規約(写し) <input type="checkbox"/> パンフレット(写し)					
調査事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修繕積立金積立総額</li> <li>・管理費・修繕積立金等の月額</li> <li>・管理組合の金融機関からの借入額</li> <li>・管理費、修繕積立金等の滞納額</li> <li>・大規模修繕工事実施の有無負担金等</li> <li>・収支及び予算の状況等</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペット飼育について</li> <li>・フローリング規制等について</li> <li>・駐車場等の有無・料金</li> <li>・アスベスト使用に関する調査結果の有無</li> <li>・耐震診断実施の記録の有無</li> <li>・管理計画認定の有無</li> </ul>					
<b>調査依頼についての注意事項</b>						
1. 作成手数料	調査報告書 … 11,000円/部 (消費税込) 管理規約(写し) … 3,300円/部 (消費税込) パンフレット(写し) … 2,200円/部 (消費税込) ※パンフレット(写し)は保管している場合のみ発行可能ですので、有無については事前に必ずご確認ください。 作成手数料は下記振込先へご入金下さい。    インボイス登録番号 T6360001002227					
2. 作成手数料振込先	琉球銀行 那覇出張所 (普通預金) 551806 (口座名義) (株)琉信ハウジング 振込手数料は御社にてご負担下さい。振込明細票をもって領収書に代えさせていただきます。					
3. 受付	受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (ただし土日祝祭日は除きます) 本依頼書と上記手数料の振込明細票をあわせてFAXまたはメールでご連絡下さい。 報告書等の作成、ご回答は、作成手数料の入金確認後となります。 調査報告書は受付営業日の翌営業日以降に普通郵便により郵送させていただきます。					
4. 調査報告について	個人情報や専有部分に係る事項については管理受諾外につき、回答できかねます。 長期修繕計画書及び総会議事録等につきましては、管理組合資料の提供できません。 議事録の写し等は売主様(現区分所有者様)から受け取られるようお願いいたします。					
		<table border="1"> <tr> <td>発行</td> <td>受付印</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	発行	受付印		
発行	受付印					

**【 作成手数料 振込明細票貼付用紙 】**

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the title. It is intended for pasting a remittance statement (振込明細票) as indicated by the title.